

第3回大月市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和4年3月25日(金) 午後13時50分～午後14時25分

2 開催場所 大月市民会館4階会議室

3 出席委員

1番 米山 義一	2番 西村 恒男	3番 山崎 公江	4番 小宮 広督
5番 須藤 時夫	6番 佐藤 孝義	7番 山田 政文	8番 鈴木 明雄
9番 原 泉	10番 安藤 睦美	11番 平山 正幸	12番 清水 秀幸
13番 矢頭 恵造	14番 久嶋 昇		

4 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 議案第6号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対し
意見を求める件

議案第7号 非農地証明交付に対し承認を求める件

日程第3 報告第4号 農用地利用配分計画の再配分の報告

日程第4 その他

5 農業委員会事務局職員

事務局長 志村 隆夫 主査 竹下 仁 会計年度職員 岡部 啓三

6 会議の概要

事務局 定刻前ですけど、皆さんお揃いのようなので始めたいと思います。
それでは互礼を行います。ご起立ください。相互に礼。ご着席くださ
い。

ただいまより、令和4年第3回農業委員会総会を開催いたします。

会長挨拶。米山会長よろしく申し上げます。

会長 皆さんこんにちは。今日は少し暖かく成りました。この時期らしい暖
かさが戻って来た感じがする、今日この頃です。

先日、3 日前ですか、22 日は太平洋の海で発生した低気圧に伴う寒気の影響で、非常に寒くて思いがけない春の雪に見舞われまして、膨らみ始めた桜の蕾も開花を前に桜の木も驚いたのではないかと思います。

また、明日から少し下り坂と言う事になっておりますが、いずれにせよ彼岸も昨日で開けましたので、暖かい春の日が一日一日にと少しずつ近づいて来るのではないかと思います。

これから先は暖かい春の日が続いて、桜の花の蕾も一気に膨らみ、後数日で満開に咲き誇る姿があちこちで見ることが出来るのではないかと考えております。

そんな中、今日、令和 3 年度の年度末の大月市農業委員会総会に全員ご出席頂きまして、ご苦労さまでございます。

本日の案件につきましては、農地法第 5 条案件の申請が 2 件と非農地証明の申請が 1 件となっております。

本日の本会議がスムーズに進行されますよう、ご協力をお願い申し上げます。

事務局 続きまして、開会宣告。会長お願いします。

会長 本日は、全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数を超えておりますので、本日の会議の成立を宣言いたします。

事務局 続きまして、議長選出。大月市農業委員会会議規則第 3 条に基づき議長を会長にお願いいたします。

議長 規則に従い議長を務めさせていただきます。着席のまま議事を進めさせていただきます。なお、会議中の発言は全て挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いいたします。議事の円滑な進行にご協力をお願いいたします。

日程第 1 議事録署名委員の指名

議長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

3 番、山崎 公江委員、4 番、小宮 広督委員を指名いたします。

日程第 2 議案第 6 号

議長 日程第 2 議事に入ります。議案第 6 号、農地法第 5 条の規定による許

可申請に対し、意見を求める件を上程します。

申請番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局

申請番号1について説明いたします。

2ページの地図と3ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇〇㎡です。

譲渡人は〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇地区を〇〇方面に進みまして、〇〇バス停付近になります。〇〇地区の公民館の直ぐ横になります。

転用目的は、個人住宅兼店舗の建設です。譲受人の〇〇〇〇は現在、〇〇県の〇〇〇市に住んでおりますが、子供が成長する中で、妻の実家の近くに移住する計画を立てました。

申請地の南東の直ぐにある〇〇〇〇氏が、妻の実家になります。そこで、美容師である妻の美容院の店舗と、それを兼ねた個人住宅を建てる計画です。

また、本人及び美容院の客用の駐車場4台をその中に確保する計画です。

融資の計画、及び設計等問題等の指摘は有りませんでした。

以上の計画ですけど、ご審議をお願いします。

議長

続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明ですが、地区担当は私ですので、私から説明を加えさせていただきます。

米山委員

只今、事務局から説明が有りました〇〇〇〇さん。説明が有りました様に、〇〇県の〇〇〇で奥さんと子供さんと3人で生活しております。

年齢はと言いますと、まだ若いです。昭和〇〇年生まれですから、若いご夫婦と長男の子供さん3人で、奥さんの実家が有ります、この〇〇〇番に家を建て美容院を経営して行く、そう言う計画で有ります。

すぐに4月1日から学校も新たに始まりますので、奥さんとその長男の子供さんは、すでに始まる前に実家の方でお婆さん、お爺さんの世話になっているとの事であります。

毎年、この〇〇〇公民館の傍で、私も良い所が残っているな、作付けはしてなかったのですが、毎年毎年草は刈って有りました。こんな良い所

を勿体無いと思いながら、今日まで来ましたが、偶然にもここを、お求めになる方がいて、親戚ですがそこに家を建て、そして〇〇から引っ越して来ると言う事で、大月市の人口も少ないですが、3人は増えると言うふうに考えておりますから、決して悪い話ではないと思います。

以上、簡単ですが私からの説明とさせていただきます。

議長 以上で私と事務局の説明が終わりました。ただいまの説明について、質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可と決定致します。

議長 続きまして、申請番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局 申請番号2について説明します。

4ページの地図と5ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番〇、地目は畑で面積は〇〇〇m²です。

賃貸借になりまして、賃貸人は〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇〇です。

場所は、国道〇〇号の南、〇〇〇公民館が有りますけど、その南側に川が有りますので大分下った傾斜地になります。

転用目的は、資材置場です。賃借人の〇〇〇〇は、市内で土木建築業を営んでおります。

現在、〇〇〇〇〇〇〇〇の辺に資材置場を借りておりますが、その場所を明け渡す事になり、自宅の近くに資材置場を借りる計画です。

計画では、建築用コンクリートブロックなど、それから持っている2tトラック、それから重機を置く計画です。

下の方から上に向かって撮った写真にも有りますけど、場所は大分、下がっていると言う事と、桜の木が有りますけど、そこが段差になっておりまして、3段位の段差になっております。

その段差を使って、平坦な部分を使って資材を置くと言う計画です。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議長 続いて、地区担当委員に現地調査の結果及び補足説明をお願いいたし

ます。地区担当の安藤睦美委員をお願いします。

安藤委員

18日の金曜日、会長さんと事務局2人と私4人で、現地調査をしました。

位置図が有りますけど、斜線の部分ですけど、国道から下って行く所ですけど、その中間に〇〇と書いてあるその方が、借り受け人だと思えます。

狭いんですけど、2tトラックが入れると言う事を聞きました。

有効活用できればと思います。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長

事務局と担当委員の説明が終わりました。ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、許可相当と決定致します。

議案第7号

議長

議案第7号、非農地証明交付申請に対し、承認を求める件を上程致します。事務局に説明を求めます。

事務局

非農地証明の発行について説明します。

7ページの地図と8ページの写真を併せてご覧ください。

申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇番、地目は畑で面積は〇〇〇m²に

なります。申請者は〇〇〇〇です。

場所は、〇〇の所在ですが国道〇〇号を〇〇〇〇〇の先から〇〇〇を挟んで向かい側位に位置している所です。

30年以上、父親の代から利用しておらず山林化したと言う事です。

この申請者は地元に住んでいませんで、農地を持っていても困ると言う事で、処分を考えておりまして、正しい地目に変えたいと言う事で申請が有りました。

写真を見て頂きますと、〇〇〇〇〇の辺から撮った写真になりますが、その間、川を挟んで小高い山の上のその辺の位置に有ります。

現地確認を行なおうとしましたが、入り口が分からない上、山林化し

て危険な状態ですので、事務局では断念しましたが、矢頭委員が中に入って写真を撮ってきてくれましたので、それが右側の写真になります。

ご覧のように、明らかに畑の様相は呈してないという感じです。

以上ですけど、ご審議をお願いします。

議 長 この場所について、現地確認は危険と言う事でしたが、地区担当委員から補足説明が有りましたらお願い致します。

地区担当の矢頭恵造委員をお願いします。

矢頭委員 危険な個所と言う事で現地確認はしないと言う事でしたが、一応見てきました。

登って行こうとしたら、土地家屋調査士事務所の方が丁度見えまして、その人と一緒になったものですから、じゃあ登ってみるかと言う事で、道はなかったですけど、傾斜地を登って現地をスマホで見ながら確認をして来ました。

場所は 10m 位下に〇〇〇が流れている様な結構すごい所でした。

たまたま仲間がいたものですから、登ってきました。

一応そんな事でした。

議 長 事務局と担当委員の説明が終わりました。

ただいまの説明について、ご質問ご意見がありましたら挙手の上お願いします。

質疑が無いようですから、採決致します。

本案件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

全員賛成ですので、この件は承認と決定致します。

日程第 3 報告事項

議 長 日程第 3、報告事項を議題とします。

報告第 4 号について、事務局に報告を求めます。

事務局 報告第 4 号について報告致します。

9 ページの一覧と 10 ページの地図をご覧ください。

本来は報告ではなく、審議かと思いますが、県の方から報告で良いと言う事で指導が有りましたので、報告と言う事でさせていただきます。

現在、〇〇〇〇〇の〇〇地区で、平成 30 年に株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇

という〇〇〇に有る会社が、中間管理機構で農地約 2ha を借り受けて、キヌアという穀物を作る計画で耕作をすると言う事になっていました。しかしその後、〇〇〇〇〇〇〇の経営と言うか、〇〇〇の需要が思うように進まずに、貸していながらあまり耕作されないと言う事で、所有者からの苦情と言うか、話も多々聞かれていました。

そこで現在市内で、以前この会にも出たことが有りますけど、葱の栽培を進めている〇〇さんと言う方が、〇〇〇〇〇〇が借りている土地の一部、全部で〇〇〇㎡になりますけど、それを〇〇さんが借りると言う事で、中間管理機構から報告が有ったと言う事です。

中間管理機構で言うと、再配分と言う言い方をするみたいですけど、借主を〇〇〇〇〇〇〇から〇〇〇さんに変えると言う事です。

残った土地の心配と言う事も有りますので、県の農務事務所の方でも、この件については指導を行い、〇〇〇〇〇〇はキヌア単品だけの、今までの営農でしたが、自然薯などの多品目化を進めると言う県の方の指導も入ると言う事です。

また、〇〇さんも今回トラクターを購入しまして、葱以外にもナスなど葉物野菜や季節野菜を作り多品目化を進めて行くと言う計画を〇〇さん自身も立てています。

以上、借主の変更になりますが、ご報告致します。

何かご質問等有ればお受けしたいと思います。

議 長

山田委員お願いします。

山田委員

〇〇〇のキヌアの生産者の前には、〇〇〇〇〇〇さんだったです。今回、〇〇さんが借りるのは〇〇〇㎡と言う事ですが、〇〇〇の生産者は借りている部分が有ると言う事ですか。

事 務 局

全部で最初〇ha 借りると言う話だったのでですけど、そのうちの今回、〇〇〇㎡を〇〇さんに移すと、残りまだ〇ha 近くは借りている形になります。

山田委員

その土地で作っているのか。

事 務 局

あまり進んでいないと言う事で、〇〇さんも〇ha 迄は借りきれないと言う事も有りますし、〇〇〇〇〇〇〇がまだ約〇ha 借りるので、

県の農務事務所の方で指導をして多品目化するという事ですね。

山田委員 もうやる気がないのであれば、そこを例えば他の人が借りたいと言う場合には大丈夫ですか。

事務局 一応今〇〇〇〇〇〇〇〇が今の処、令和〇年までは借りると言う事になっているので、借りる予定ではいます。

山田委員 今回の〇千何百㎡、令和〇年まで借りる事になっていたでしょ。その土地を貸すことが出来たのですから、残りの土地もやっていないのであれば、令和 7 年まで待っているのですが、貸すことが出来ますかと今質問したのですが、それは可能ですよね。

事務局 〇〇〇〇〇〇〇〇がもうやらないと、もう残りも出来ないという、今の処は指導をして、品目を変えたりして何とかやってみると、玉葱も作るとかと言うような考えも〇〇〇〇〇〇〇〇ある様なので、一応もう一回やってみて出来ないようであれば途中で変わると言う事も有りうるかと思えます。

議長 他に何かございますか。
無いようですので、承認頂いたものと決定します。

程第 4 その他

議長 日程第 4 その他を議題と致します。

委員の皆様から何かございますか。

無いようですので、事務局からございますか。

事務局 一寸情報提供と言う事でお聞き下さい。

今国会をやっておりまして、その中で農地法など農業関係の法案が提出されております。その中で皆さんにお知らせしたい点が二つ有りまして一つは、今年度タブレットを使って頂きました。

あれはレンタルと言う事で借りて、こちらはお金を払っていないのですけども実験的と言う事で農業会議と言う所から借りて、皆さんに使って頂いたのですが、令和 4 年度は各農業委員会で、今度、国の方でとりあえず最初 5 台という事の様なのですが、タブレットを市で購入してそれを皆様で使って頂くと言うような形になります。

5 台ですので、何人か同じ地区で一緒にとか、あるいは交代とか、色

々な使い方が有ると思いますが、その辺は令和 4 年度考えて行きたいと思っています。

今回の法案の中で、一応どんな事が改正されるかと言いますと、農地を使わない所の農地の利用をどんどん進めて欲しいと言う事で、色々農業委員会の方にも来るのですが、貸し借りを進める事もそうですが、使っていない農地を有効利用して欲しいという、そういう方策が出ます。

その中で、大きな点が一点有りまして、今まで農地法 3 条の下限面積と言うのが有りました。

本市では 2000 m²と言う事になっていますが、中々 2000 m²を持つ事が中々大変と言う事も有って、広すぎるとか色々何遍もここで議論がされたことも有ります。

その下限面積の要件が撤廃されるという事にここでもなりました。

ですので、1 m²でも 2 m²でもと言う事で、営農計画を出して頂いて、それを審議しまして許可を出すと言う事は変わらないのですが、令和 5 年の 4 月からと言う事ですので、1 年先になりますけども、下限面積の要件が纏まると、条文自体がもう無くなるという事ですので、欲しい方が農地に許可を取って買うことが出来るというそういう事に変わる予定です。

ですので、土地を買いたいけど 2000 m²もなくて無理だと言う相談とかあったりしましたら 1 年待ってもらって、令和 5 年の 4 月になったら申請して貰えば、許可が出せるというふうに今度変わります。

逆に言うと令和 5 年の 4 月には、大分申請が来る可能性はあるかと思っています。

今まで本市でもこの委員会でも大分 2000 m²は大変ではないかと言う事が何回か議論されて来ましたので、そういう面でも少しでも農地の利用が進めば良いかなと思います。

また、この辺の件については、新年度令和 4 年度の推進委員の方々を含めた研修会をして、どのように進めて行くかと言う事も皆さんにお知らせして、進めて行きたいなと思っています。

以上長くなりましたけれど、情報提供と言う事で宜しく願いします。

山田委員 農家と言う位置付けはどういうふうになるのか、農業者と言う位置付けはどういうふうな基準で整備されるのか分かりますか。

事務局 農家という言い方はどういう基準になるのかそこまで分からないですけど、農業者と言う位置付けは一寸分からないので、また調べてみます。

昨日、説明会があったばかりなので、詳しい事が色々あると思いますので一寸調べて研修会の時に話できればと考えています。

特にその辺の位置付けについての説明は、昨日無かったのですが、あまりもうそういう言い方はしなくなるという感じは致します。

一寸研究してみます。

議長 他に何かございますか。

(諸連絡)

以上です。

議長 本日は色々ありがとうございました。

只今をもちまして、本日の日程は全て終了致しました。

議事進行にご協力ありがとうございました。

最後に職務代理に閉会をお願い致します。

職務代理 それでは、これもちまして令和4年第3回大月市農業委員会総会を閉会といたします。

どうもご苦勞様でした。

以上は、この会議の概要を記録したものである。